

令和7年第2回鬼北町議会臨時会

令和7年5月2日（金曜日）

○議事日程

（臨時議長による議長選挙まで）

令和7年5月2日午前9時開議

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議長の選挙

（議長による初議会終了まで）

- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 副議長の選挙
- 日程第6 議席の指定
- 日程第7 常任委員会委員の選任
- 日程第8 議会運営委員会委員の選任
- 日程第9 宇和島地区広域事務組合議会議員の選挙
- 日程第10 愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第11 承認第1号 町長の専決処分（鬼北町税条例の一部を改正する条例）
の承認について
- 日程第12 承認第2号 町長の専決処分（鬼北町国民健康保険税条例の一部を改
正する条例）の承認について
- 日程第13 同意第3号 鬼北町監査委員の選任について
- 日程第14 同意第4号 鬼北町固定資産評価員の選任について
- 日程第15 同意第5号 鬼北町副町長の選任について
- 日程第16 議員の派遣について
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

議事に同じ

○出席議員（12名）

1 番 長 尾 慶 太	2 番 入 田 伸 介
3 番 大 川 正 展	4 番 今 城 喜 久 生
5 番 兵 頭 稔	6 番 中 山 定 則
7 番 末 廣 啓	8 番 井 上 博
9 番 程 内 覺	1 0 番 松 浦 司
1 1 番 山 本 博 士	1 2 番 芝 照 雄

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議 会 事 務 局 長 渡 辺 美 枝 書 記 都 浩 明

○説明のため出席した者

町 長 兵 頭 誠 亀	副 町 長 井 上 建 司
企 画 振 興 課 長 小 川 秀 樹	総 務 財 政 課 長 水 野 博 光
危 機 管 理 課 長 東 英 範	町 民 生 活 課 長 山 本 雄 大
保 健 介 護 課 長 谷 口 美 穂	環 境 保 全 課 長 東 明 彦
農 林 課 長 奥 藤 幸 利	建 設 課 長 佐 子 司
水 道 課 長 二 宮 洋 之	日 吉 支 所 長 山 本 万 里
会 計 管 理 者 稲 屋 浩 明	教 育 長 行 定 洋 嗣
教 育 課 長 佐々木 健 次	農 業 委 員 会 会 長 谷 口 雄 記
代 表 監 査 委 員 田 中 清 志	農 業 委 員 会 主 幹 新 谷 茂

○事務局長（渡辺美枝君）

御起立ください。

礼。

御着席ください。

議会事務局長の渡辺です。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会となります。地方自治法第107条の規定により、議長が決まるまでは、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。よって、年長者の兵頭稔議員を御紹介いたします。

○臨時議長（兵頭 稔君）

ただいま紹介されました兵頭稔です。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまで、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまから、令和7年第2回鬼北町議会臨時会を開催します。

午前9時00分 開議

○臨時議長（兵頭 稔君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

おはようございます。

令和7年第2回鬼北町議会臨時会を招集いたしましたところ、全員御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

まず初めに、去る4月13日に執行されました鬼北町議会議員選挙において、御当選されました皆様に心からお祝いを申し上げます。私も先の選挙において、町民の皆様に御支援を賜り、当選の栄に浴させていただきました。議員の皆様とともに新しい鬼北町を考え、行動していける喜びと同時に、その責任の重さに改めて身の引き締まる思いを感じております。

私は、町長選挙の立候補に当たって掲げた公約に取り組みますと同時に、多くの方々からいただきました御提案・御意見を私なりに考え、一つでも多くの課題を克服するため、常に緊張感と危機感を持ちながら仕事に取り組んでまいりたいと考えております。

コロナ禍が明け、これまで以上に生活様式が多様化し、性別や各年齢層、時には住

む地域によって意見の相違が増えつつあることは否めません。

しかし、施策を推進するに当たっては、スピード感をもって対応することはもちろんですが、一方で、時にはじっくりと協議し、そのプロセスを大切に、より多くの方々の賛同を得るための努力を惜しまず、そのプロセスそのものが町の力・エネルギーとなるよう、町民の皆様の知恵と力を結集したまちづくりを心がける所存でございます。

今日の生活環境、社会情勢の変化に迅速に対応し、鬼北町を発展させていくためには、町議会と町執行部がしっかりと議論を交わし、よりベターな、そしてベストな道筋を探し、まちづくり施策として、一丸となって町民の皆様の負託に応えることが重要であると考えます。

改めて、議員の皆様のごさらなる御指導・御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の議会は、議会の人事構成が行われるほか、御審議いただきます議案としましては、承認案件2件、同意案件3件でございます。

なお、施策方針につきましては、6月の定例議会に肉づけ予算、いわゆる本格予算を提案いたしますので、その折に発表させていただきます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。令和7年第2回鬼北町議会臨時会の招集挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（兵頭 稔君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議長選挙までの議事日程は、お手元に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いします。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定します。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、1番、長尾慶太議員、2番、入田伸介議員、以上の両議員を指名します。

日程第3、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

ただいまの出席議員は、12名です。

次に、立会人を指名します。

鬼北町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、今城喜久生議員、6番、中山定則議員を指名します。

投票用紙を配ります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

なお、性だけでなく氏名を完全にお書き願います。

白票は無効とします。

記載は自席で行ってください。

1番議員から順番に投票を行います。

(長尾慶太議員から松浦司議員まで順次投票)

○臨時議長(兵頭 稔君)

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

4番、今城喜久生議員、6番、中山定則議員、開票の立会いをお願いします。

(開票作業)

○臨時議長(兵頭 稔君)

選挙の結果を報告します。

投票総数12票、そのうち有効投票12票。

有効投票のうち、末廣啓議員6票、芝照雄議員6票、以上とおりです。

この選挙得票数は3票です。

末廣啓議員と芝照雄議員の得票数は、いずれもこれを超えておりますが、両議員の

得票数は同数です。

この場合、地方自治法第118条の第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

末廣議員と芝照雄議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順番を決めるためのものです。くじは数の大きいものを引いたほうから順番に引いていただきます。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。くじは数の大きいものを引いた方を当選人とします。

くじは抽せん器で行います。

4番、今城喜久生議員、6番、中山定則議員のくじの立会いをお願いします。

今、くじを引いていただきまして、くじの順番が決まりましたので、勝ち、芝照雄議員、負け、末廣議員、くじを引いてください。

くじを引く順番が決まりましたので報告します。

まず初めに、勝ち、芝照雄議員、次に負け、末廣議員、以上のとおりです。

ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。

芝照雄議員、末廣啓議員、くじを引いてください。

くじの結果を報告します。

くじの結果、芝照雄議員が当選人と決定しました。

議場の出入口を開きます。

ただいま議長に当選されました芝照雄議員が議場におられますので、本席から、鬼北町議会会議規則第33条第2項の規定による当選の告知を行います。

ここで新議長の挨拶を受けます。

○議長（芝 照雄君）

失礼をいたします。

ただいま選挙により選出されました芝照雄でございます。

議長の職として前回も議長職を行ったわけですが、改めて重責を今ひしひしと感じております。

町民の負託に応えるべく、議会運営のさらなる発展と行政の皆さんとの調和、これを大事にして町民の負託に応える鬼北町議会として、また、町民の皆さんが納得していただける議会を目指したいと考えておりますので、議員の皆さんの御協力をよろしくお願いします。

○臨時議長（兵頭 稔君）

これで臨時議長の職務が終わりましたので、議長を交代します。

御協力、誠にありがとうございました。

芝照雄議長、議長席へお着きください。

○議長（芝 照雄君）

本日の日程第4以降の議事日程は、さきに配付しました別紙議事日程のとおりです。

これより議事を進めたいと考えておりますので、各位の御協力をお願いします。

日程第4、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

ただいまの出席議員は、12名です。

次に、立会人を指名します。

鬼北町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、今城喜久生議員、6番、中山定則議員を指名します。

投票用紙を配ります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

なお、性だけではなく、氏名を完全にお書き願います。

白票は無効とします。

記載は自席で行ってください。

1 番議員から順番に投票をお願いします。

(長尾慶太議員から松浦司議員まで順次投票)

○議長（芝 照雄君）

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

4 番、今城喜久生議員、6 番、中山定則議員、開票の立会いをお願いします。

(開票作業)

○議長（芝 照雄君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票、そのうち有効投票 12 票。

有効投票のうち、山本博士議員 9 票、中山定則議員 1 票、末廣啓議員 1 票、井上博議員 1 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3 票です。

したがって、山本博士議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

ただいま副議長に当選されました山本博士議員が議場におられますので、本席から鬼北町議会会議規則第 33 条第 2 項の規定による当選の告知をします。

ここで新副議長の御挨拶を受けます。

○副議長（山本博士君）

失礼をいたします。

ただいまの投票によりまして、御支持をいただきましたことにまずお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

芝議長の足を引っ張らないように、皆様の御協力をいただきながら努めてまいりますので、どうかよろしく願いをいたします。

○議長（芝 照雄君）

日程第 6、議席の指定を行います。

議席は、鬼北町議会会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長において指名します。

1 番を長尾慶太議員とし、11 番を副議長、12 番を議長とします。以下、読み上げて指定します。

1 番、長尾慶太議員、2 番、入田伸介議員、3 番、大川正展議員、4 番、今城喜久生議員、5 番、兵頭稔議員、6 番、中山定則議員、7 番、末廣啓議員、8 番、井上博議員、9 番、程内覺議員、10 番、松浦司議員、11 番、山本博士議員、12 番、芝照雄議員、以上のとおり指名します。

なお、議席の移動は後刻、休憩中に行うこととします。

日程第7、常任委員会の選任を行います。

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午前 9時39分

再開 午前10時25分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

常任委員会の選任については、鬼北町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議長から指名します。

総務産業建設常任委員会委員に、2 番、入田伸介議員、3 番、大川正展議員、4 番、今城喜久生議員、6 番、中山定則議員、8 番、井上博議員、9 番、程内覺議員。

厚生文教常任委員会委員に、1 番、長尾慶太議員、5 番、兵頭稔議員、7 番、末廣啓議員、10 番、松浦司議員、11 番、山本博士議員、12 番、芝照雄議員。

次に、予算常任委員会委員に、1 番、長尾慶太議員、2 番、入田伸介議員、3 番、大川正展議員、4 番、今城喜久生議員、5 番、兵頭稔議員、6 番、中山定則議員、7 番、末廣啓議員、8 番、井上博議員、9 番、程内覺議員、10 番、松浦司議員、11 番、山本博士議員、12 番、芝照雄議員。

議会広報常任委員会委員に、1 番、長尾慶太議員、2 番、入田伸介議員、4 番、今

城喜久生議員、5番、兵頭稔議員、以上のとおりです。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、常任委員会の委員は、議長指名のとおり決定いたしました。

常任委員会の正副委員長を選任については、鬼北町議会委員会条例第8条第2項の規定により、各常任委員会において互選することとなっておりますので、これから各常任委員会を開き、互選してください。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時28分

○議長(芝 照雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、各常任委員会において、正副委員長の互選が行われましたので報告いたします。

総務産業建設常任委員会委員長に井上博議員、同じく副委員長に中山定則議員。

厚生文教常任委員会委員長に山本博士議員、同じく副委員長に末廣啓議員。

予算常任委員会委員長に程内覺議員、同じく副委員長に松浦司議員。

議会広報常任委員会委員長に兵頭稔議員、同じく副委員長に今城喜久生議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

互選されました各正副委員長は、演壇前へ整列願います。

ここで正副委員長を代表して、井上博総務産業建設常任委員会委員長から就任の挨拶を受けます。

○総務産業建設常任委員会委員長(井上 博君)

それでは、皆さん、このたび、総務産業建設委員長に選出をされました。

今後ともよろしく願いをいたします。皆さんとともに議会運営できるようにお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(芝 照雄君)

日程第8、議会運営委員会の選任を行います。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時30分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

議会運営委員会の委員の選任については、鬼北町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議長から指名します。

議会運営委員会委員に、2番、入田伸介議員、5番、兵頭稔議員、7番、末廣啓議員、8番、井上博議員、9番、程内覺議員、11番、山本博士議員、以上のとおりです。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員の議長指名のとおり決定いたしました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時31分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、委員会において正副委員長の互選が行われましたので報告いたします。

議会運営委員長に末廣啓議員、同じく副委員長に入田伸介議員、以上のとおり決定いたしました。

互選されました正副委員長は、演壇前に整列願います。

ここで末廣啓議会運営委員長から就任の挨拶を受けます。

○議会運営委員会委員長（末廣 啓君）

議会運営が円滑に進みますように努力します。皆さんの御指導、御理解を賜りますよう、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（芝 照雄君）

日程第9、宇和島地区広域事務組合議会議員の選挙を行います。

宇和島地区広域議会事務組合同規約第5条の規定により、議会の議員のうちから3人を選出します。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時33分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することとしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

宇和島地区広域事務組合議会の議員に、芝照雄議員、山本博士議員、井上博議員の3名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました芝照雄議員、山本博士議員、井上博議員の当選を定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名しました芝照雄議員、山本博士議員、井上博議員が当選されました。

ただいま宇和島地区広域事務組合議会の議員に当選されました芝照雄議員、山本博士議員、井上博議員が議場におられますので、本席から鬼北町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選されました議員は演壇前へ整列願います。

○宇和島地区広域事務組合議会議員(井上 博君)

それでは、今回広域事務組合の議員に今選ばれましたが、皆さんとともに、議会がうまくいくように頑張りたいと思います。どうかよろしく願います。

○議長(芝 照雄君)

日程第10、愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により、町長もしくは副町長、または議会の議員のうちから1人を選出します。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時36分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員に、兵頭誠亀町長を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました兵頭誠亀町長を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名しました兵頭誠亀町長が当選しました。

ただいま愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました兵頭誠亀町長が、議場におられますので、本席から鬼北町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第11、承認第1号、町長の専決処分（鬼北町税条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。

町長から専決処分の報告を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第11、承認第1号、町長の専決処分（鬼北町税条例の一部を改正する条例）の承認について、専決処分の報告をいたします。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、鬼北町税条例の一部を改正するため、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。

改正した条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたします。

御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○町民生活課長（山本雄大君）

それでは、専決処分をした鬼北町条例第12号、鬼北町税条例の一部を改正する条例についてを御説明いたしますので、議案書3ページをお開きください。

今回の改正につきましては、国の法律の改正によるもので、規定の整備など主な改正点について御説明させていただきます。

別紙の新旧対照表に基づき説明しますので、そちらを御覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる下線で示すように改正するものです。

1 ページを御覧ください。

第18条は、公示送達について、インターネットを用いる方法を示した省令改正に伴い、規定の改正を行うものです。

2 ページを御覧ください。

第34条の2は、所得控除について規定したもので、納税義務者が生計を一つにする19歳以上23歳未満の親族等を対象とした特定親族特別控除額を追加する規定の整備を行うものです。

続いて、第36条の2は、町民税の申告について規定したもので、特定親族特別控除の創設に伴い、個人住民税申告義務に係る規定の整備を行うものです。

4 ページを御覧ください。

第36条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について規定したのですが、申告書の記載事項について、特定親族の氏名を追加するものです。

6 ページを御覧ください。

第82条は、種別割の税率について規定したのですが、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴い、原動機付自転車の区分ウに総排気量0.125リットル以下、かつ最高出力が4.0キロワット以下の二輪車を新基準原付バイクとして区分し改正するものです。

続いて、8 ページを御覧ください。

第90条は、身体障害者等に対する種別割の減免について規定したのですが、道路交通法の改正に合わせて、マイナンバーカードと運転免許証を一体化した免許情報記録個人番号カードの運用開始に伴います、減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備を行うものです。

11 ページを御覧ください。

附則第10条の4は、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定していたものですが、法律の改正に伴い、規定を削除するものです。

続いて、12ページを御覧ください。

附則第16条の2の2は、令和8年4月1日以後に、条例第92条の2で規定されています、売渡し又は消費等が行われる加熱式たばこについて、国のたばこ税における見直しに伴いまして、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例規定の新設を行うものです。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書5ページをお開きください。

附則について説明いたします。附則第1条、この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとするものです。また、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税に関する経過措置も設けられておりますので、お目通しください。

以上で、鬼北町条例第12号、鬼北町税条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議よろしくお願いたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから承認第1号、町長の専決処分（鬼北町税条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第12、承認第2号、町長の専決処分（鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。

町長から専決処分の報告を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第12、承認第2号、町長の専決処分（鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について、専決処分の報告をいたします。

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令等が、令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正するため、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

改正した条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○町民生活課長（山本雄大君）

それでは、専決処分をした鬼北町条例第13号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを御説明いたしますので、議案書9ページをお開きください。

今回の改正につきましては、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額及び国民健康保険税の減額の基準額の見直しを行ったものであり、主な改正点について御説明させていただきます。

別紙の新旧対照表に基づき、説明しますので、そちらを御覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる下線で示すように改正するものです。

1 ページを御覧ください。

第2条第2項は、国民健康保険税の基礎課税限度額を65万円から66万円に引き上げるものです。

同条第3項は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税限度額を24万円から26万円に引き上げるものです。

第23条第1項は、第2条の改正に伴う限度額の改正です。

2 ページの第23条第1項第2号で、5割減額の対象となる所得の算定において、

被保険者等の数に乘すべき金額を30万5,000円に、また、3ページの第23条第1項第3号で、2割減額の対象となる所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額を56万円に引き上げ、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しを行うものです。

これらの改正によりまして、国民健康保険税の課税限度額は106万円から109万円に引き上げられます。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書9ページにお戻りください。

附則について説明いたします。

附則第1項、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附則第2項、適用区分、この条例による改正後の鬼北町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとするものです。

以上で、鬼北町条例第13号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから承認第2号、町長の専決処分（鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第13、同意第3号、鬼北町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、程内覺議員の退場を求めます。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第13、同意第3号、鬼北町監査委員の選任について、提案理由の説明をいたします。

地方自治法第195条の規定により、鬼北町の監査委員の定数は2人となっております。

この2人につきましては、同法第196条第1項の定めるところにより、議会の同意を得て、うち1人は識見を有する者から、残り1人は議会議員の中から選任することになっております。

このうち、本日、御同意いただきたい議員は、議会議員からの選出1名についてであります。

議会議員からの選出1名について、このたびの議会の改選により、新たな任期を迎えることによるものであり、新監査委員として、住所、鬼北町大字小松1,536番地。氏名、程内覺。生年月日、昭和25年4月25日生まれを選任するものであります。

以上、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議の上、御同意いただけますようお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

お諮りします。

本件については、質疑・討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議がありますので、これから質疑・討論を行います。

○6番（中山定則君）

初議会では、議長・副議長、常任委員会委員長・副委員長の議会人事があります。

鬼北町監査委員の選任に当たって、前もって議会に相談しなかった理由について伺い

ます。

○町長（兵頭誠亀君）

これまで監査委員になられる方、私はこれ3回目なんですけども、いろんな方からお話を伺って、議員の皆様の中には新人議員さんもいらっしゃる、また、そういう中で、議長を経験されて、幅広い現況というものを知っていただいた方というものもあったものですから、その分、その考えを基に、今回も程内前議長さんのほうにお願いをした次第でございます。

○6番（中山定則君）

私が質疑したのは、前もって相談しなかった理由について再度伺います。

○議長（芝 照雄君）

町長、答弁できますか。

○町長（兵頭誠亀君）

反問権をお願いします。

○議長（芝 照雄君）

はい、どうぞ。

○町長（兵頭誠亀君）

前もって協議をしなければならない理由を述べよということなんですけども、その質問をした意図を教えてくださいたいと思います。

○6番（中山定則君）

初議会において、議長・副議長選挙になるわけですよ。監査委員がどなたかになるというのが分かってないと選挙にも影響する。そういうことも含めて、やはり監査委員について、他議会でも、もう既に町側の提案ではありますが、議会に相談をしているところが多数見受けられます。鬼北町においても、そういうことをしていただきたいということで、質問をさせていただきました。

○町長（兵頭誠亀君）

今回の議員の選挙の後、様々議長さんがどなたになられるかということも情報も入っておりましたので、程内元議長さんが立候補されるという話もなかったものですから、私のほうでこのような判断をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

ほかに質疑・討論はありませんか。

これをもって、質疑・討論を終わります。

これから同意第3号、鬼北町監査委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

程内覺議員に同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

○議長(芝 照雄君)

起立全員です。

したがって、程内覺議員に同意することに決定いたしました。

程内覺議員の入場を許可します。

日程第14、同意第4号、鬼北町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第14、同意第4号、鬼北町固定資産評価員の選任について、提案理由の説明をいたします。

令和7年4月1日付職員の人事異動に伴い、町民生活課長を鬼北町固定資産評価員に選任するため、議会の同意を求めるものであります。

選任いたします固定資産評価委員は、住所、鬼北町大字下鍵山80番地1。氏名、山本雄大。生年月日、昭和40年8月28日生まれであります。

以上、よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願いいたします。

○議長(芝 照雄君)

本件については、質疑・討論一括して行います。

質疑・討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

質疑・討論なしと認めます。

これから同意第4号、鬼北町固定資産評価員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

山本雄大君に同意することに賛成の方は、御起立願います。

(起立全員)

○議長(芝 照雄君)

起立全員です。

したがって、山本雄大君に同意することに決定いたしました。

日程第15、同意第5号、鬼北町副町長の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第15、同意第5号、鬼北町副町長の選任について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町副町長、井上建司氏が、令和7年5月11日をもって任期満了となるので、次期鬼北町副町長を選任するため、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

選任いたします副町長は、住所、鬼北町大字成藤433番地。氏名、松本幸男。生年月日、昭和33年3月6日生まれであります。

松本幸男氏は、昭和55年4月に旧広見町職員として採用され、総務課主幹、出納室長、会計管理者、企画財政課長、税務課長兼町民課長、総務財政課長を歴任された後、平成30年3月31日をもって鬼北町役場を退職されました。

氏は、町行政各般にわたって知識も深く、経験も豊かであり、副町長として最適任であると確信いたしております。

なお、御同意をいただきましたら、令和7年5月12日付で就任していただく予定であります。

以上、御同意いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明は終わりました。

これから質疑・討論一括して行います。

質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑・討論なしと認めます。

これから同意第5号、鬼北町副町長の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

松本幸男君に同意することに賛成の方は御起立願います。

（起立全員）

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、松本幸男君に同意することに決定いたしました。

ここで松本幸男君から就任の挨拶を受けます。

○新副町長（松本幸男君）

改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいま副町長選任案の御同意をいただきました松本幸男と申します。どうかよろしく願いいたします。

また、本日は議会、大変お忙しい中、私のために時間を割いていただきまして誠にありがとうございます。

まずは、4月13日に執行されました、鬼北町議会議員の選挙におきまして、見事当選されました議員の皆様、誠におめでとうございます。心からお祝いを申し上げますとともに、今後、ますますの御活躍を御期待申し上げる次第であります。

私事で大変恐縮でございますが、私は2018年3月に鬼北町役場を定年退職いたしました。その後は、自宅の前の小さな畑で野菜を作るなどしながら、日々過ごしておりましたが、先日、兵頭町長から突然このお話をいただきまして、私のような者がと大変ちゅうちょいたしましたし、大いに悩んだわけでありませけれども、鬼北町長の意を酌みましてお引受けをすることとした次第であります。

御覧のとおり、私は極めて無愛想な男でありますし、口下手であります。また、義理を欠くようなこともしばしばあろうかと思っておりますので、議員の皆様方には失礼なことを申し上げたり、御迷惑かけたり、さらには至らぬ点など多々あろうかと思っておりますけれども、どうかお許しをいただきたいと思っております。

また、今さら申し上げるまでもないことではありますけれども、私は能力、資質、経験、知識、判断力、決断力等々、歴代の助役さんや副町長さんに比べれば足元にも及ばないことは百も承知をいたしております。

したがって、兵頭町長の足手まといになったり、御迷惑をかけるのではないかというふうに心配をしておりますけれども、日々研さんをいたしまして、職務の遂行に当たり、一日でも早く遺漏のないように努めてまいりたいと考えておりますので、どうか議員の皆様方におかれましては、これまで以上の御指導、御鞭撻のほどを賜りますようお願い申し上げますとともに、兵頭町長が進める施策等につきましても、御理解、御協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げまして、甚だ簡単粗辞で意を尽くしませんけれども、御挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

次に、退任される井上副町長から挨拶を受けます。

○副町長（井上建司君）

退任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今ほどは新しい副町長の選任に御同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、8年前になりますか、兵頭町長が初めて就任して以来、副町長として行財政の運営に取り組んでまいりましたけれども、今ほど新しい副町長が選任されたということで、5月11日をもって、退任させていただくということになりました。

8年もの長きにわたって曲がりなりにも職務を全うできましたのは、町民の皆様、また議員の皆様、それと兵頭町長をはじめ職員の皆様の御指導と御協力によるものと感謝をしております。

この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

さて、鬼北町におきましては、少子化と若者の流出による人口減少が続いておりまして、その一方では、行政需要の増大と多様化、また複雑化が年々進んでおります。

そういった中で、行財政運営については、これからますます厳しい運営を強いられるという状況になっておりますけれども、議員の皆様におかれましては、これまで以上に、住民の福祉の向上のために御理解と、また御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

結びになりますけれども、町民の皆さんが鬼北町に住んで本当によかったなと思えるような町になりますことと、皆様の御健勝と御活躍をお祈り申し上げまして、簡単ではありますが、退任に当たっての御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（芝 照雄君）

日程第16、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配りました別紙のとおり派遣したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配りました別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容については、今後、変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の内容に変更を要するときは、その取扱いについては議長に一任することに決定いたしました。

日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題とします。議会運営委員会委員長から、鬼北町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項、議会の会議規則及び委員会条例等に関する事項、並びに議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本臨時会に付議された事件は、全て議了しました。

ここで町長から閉会の挨拶を受けます。

○町長(兵頭誠亀君)

令和7年第2回鬼北町議会臨時会に提案いたしておりました5案件につきましては、それぞれ原案のとおり可決していただき、誠にありがとうございました。

既に新年度も1か月余りが経過し、私も町長として3期目のスタートを切ったところではありますが、町を取り巻く厳しい状況を踏まえ、気持ちを新たにして、町民の負託に応えるべく、最善を尽くす所存でありますので、議員各位におかれましては、引

き続き御支援と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

これをもちまして、令和7年第2回鬼北町議会臨時会の閉会挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（芝 照雄君）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第2回鬼北町議会臨時会を閉会します。

○副議長（山本博士君）

御起立願います。

礼。

（午前11時13分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 1 番）

鬼北町議会議員（ 2 番）